

## 9、事業所の利用児に関する情報

利用児の氏名、生年月日、家族の連絡先情報を一覧にして保管する。

## 10、関係機関との連携体制

非常災害の発生又は発生の恐れがある場合は、利用児家族、八頭町、救急隊、障がい相談支援事業所等関係機関と必要に応じ連絡を密にとり、利用児及び職員の安全を確保すること。

## 11、事前対策

台風の接近や大雨洪水警報の発令等の気象情報から、あらかじめ災害の危険性が高まることが予測される場合は、各職員の役割分担を確認しておく。

## 12、避難の判断

八頭町からの避難勧告、避難指示の発令

## 13、避難場所

船岡トレーニングセンター：八頭町坂田 409-1（TEL：0858-73-0621）

## 14、避難方法

職員の誘導により送迎車両を使用し避難

## 15、避難経路：別紙参照「災害発生時の避難経路及び避難場所」

## 16、避難訓練・防災教育

毎年度、風水害を想定した訓練計画を作成し、災害時に迅速に行動できるようにする。